

○宇陀市重度心身障害老人等医療費助成条例

平成27年12月21日
条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害老人及び高齢者に係るひとり親家庭の親子等に対し医療費の一部を助成し、もって重度心身障害老人等の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）で、かつ、市内に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条に規定する被保険者（同法第55条第1項第2号に掲げる入所をしたことにより同項及び同条第2項の規定の適用を受ける被保険者を含む。）であるものとする。

- (1) 宇陀市心身障害者医療費助成条例（平成18年宇陀市条例第122号）第2条第1項第2号に規定する助成要件に該当する者
- (2) 宇陀市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成18年宇陀市条例第113号）第2条第1号に規定する助成要件に該当する者

(助成の範囲)

第3条 医療費の助成は、前条の要件に該当する者（以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。

- (1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額
- (2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額
- (3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額
- (4) 市長が別に規則で定める額

(届出)

第4条 対象者は、住所を変更したとき、その他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第5条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第6条 偽りその他不正の手段によってこの条例による助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(受給資格登録等の停止)

第7条 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した対象者が、医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の受給資格登録及び助成金の支給を停止することができる。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行し、同日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用する。